

仁淀川町奨学金等返還支援補助金交付制度

○奨学金等を返している方（奨学金を借りた学生本人）に補助金を交付します

・仁淀川町にＵターンの方だけでなく、Ｉターンの方も要件を満たせば対象になります

対象者	・ 仁淀川町内にお住まいで奨学金等（町以外の奨学金も含む）を返還しながら働いている方※１ ・ 申請より５年以上定住する見込みの方 ・ 転勤等の一時的な移住でない方 ・ 奨学金と町税等を滞納していない方 ・ 暴力団の排除に関する規則に規定する排除措置対象者でない方※２
対象奨学金	・ 仁淀川町奨学資金（大学分も含む） ・ 独立行政法人日本学生支援機構の第１種、第２種奨学金ほか ・ 金融機関等の教育ローンなど※３
補助金 限度額 ※４	年額１８万円 補助期間は１５年 指定資格者※５は年額２４万円 他の類似助成制度と併給可※６
補助金交付 までの流れ	年度内奨学金の支払完了→申請・請求→交付決定→交付

※１ お勤め先は町内・町外を問いませんが、町外へ町民税等を納めている方は対象外です。

※２ 仁淀川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年仁淀川町規則第 21 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者でない方です。

※３ 町長が認める奨学金及び教育ローン（ローン種別が教育ローンとしているものに限ります。）

※４ 補助金限度額より年度内に返還した奨学金の総額が少ない場合は返還した奨学金の総額までです。

※５ 医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士として働いている方。その他町長が認めたもの。

※６ 他の補助金額と併用する場合は、奨学金返還額から他の補助金額分を差し引いた残額となります。その場合は、併用する補助金の金額が分かる資料を添付してください。

○申請書類

- ① 申請書
- ② 就労証明書 ※①②③の様式は教育委員会にあります
- ③ 居住確認書
- ④ 奨学金等の借入れを確認できる書類
- ⑤ 年度内の返還金額を確認できる書類
- ⑥ 返還の事実を確認できる書類
- ⑦ 指定資格者は資格取得が確認できる書類
- ⑧ 他の補助金関連資料（併用する場合）

○申請期限：原則として毎年 6 月末日

○申請提出先・お問合せ 仁淀川町教育委員会 （0889-35-0019）